

笠岡市起業支援事業補助金制度

実績報告提出書類について

提出書類

- ①実績報告書 ②各事業の経費明細
- ③各種添付書類（請求書・領収書・ご購入いただいたものの見本等）
- ④開業届（申請書に記入された起業日のお日にちで、税務署にて提出をお願いいたします。）

【③各種添付書類について】

請求書・領収書（コピー）に加えて、その他下記のものをご提出ください。

(1)事業所開設支援事業について

事業開始日から起業日までにご購入・工事等をされたものが補助の対象となります。

- ・（備品ご購入の場合）ご購入いただいた備品の写真
※備品のご購入は、単価3万円(税抜)以上のものが、補助の対象となります。
- ・（事務所の新築・改築等をおこなう場合）
「施工前」「施工後」がわかる資料（写真など）・工事請負契約書の写し

(2)経営支援事業について

事業開始日から事業完了日までにご購入・工事等をされたものが補助の対象となります。

- ・（チラシ・名刺・記念品等のご購入の場合）ご購入いただいた商品等の見本
※現物の提出が難しい場合（看板等）は、写真を報告書に添付ください。
- ・（記念品や粗品・はがき等を送付・配布の場合）宛先一覧

(3)雇用促進事業について

事業開始日から事業完了日までにお支払いをされたものが補助の対象となります。

①雇用契約が分かる書類

（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書・労働条件通知書等）

②出勤簿

③給与の支払いが分かる書類（金融機関での振込明細等）

【注意事項】

- ・実績報告書の提出は、事業終了後1週間内に、市役所までご提出をお願いいたします。
- ・補助の対象期間にお支払いのあったものが、補助の対象となります。

※その他、ご質問等ございましたらお問い合わせください。

事業完了後、5年未満での事務所移転・財産処分の際は必ずご連絡ください。

お問合せ 笠岡市経済観光活性化課 Tel:69-2147 Mail keizaikankou@city.kasaoka.okayama.jp